

LEC 社会保険労務士講座 / テキスト・レジュメ訂正情報

本試験予想答練〈2025年版〉

(2025年度合格目標 中上級講座 教材)

(2024/09/17 現在)

2025年合格目標 中上級講座の教材である「2025年版 本試験予想答練」(問題/解答・解説)におきまして以下の訂正箇所がございます。大変おそれいりますが、教材の訂正をお願いいたします。

※科目名の後の英数字は教材を区別するためのコードです。コードは教材裏表紙のバーコード下に記載しております。

・ 2024/09/17 更新分… p.1~2

【2024/09/17 更新分】

労災保険法 問題 (RU25382)


	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P4 【問 3】 問題 5 1 行目	…、 <u> D </u> の翌日から 起算して 2 年で時効によ り消滅する。	…、 <u> E </u> の翌日から 起算して 2 年で時効によ り消滅する。
	訂正箇所	訂正後	
訂正	P14 【問 10】 A肢	※下記に差し替え（ <u>下線部</u> が訂正部分）	

- A 厚生労働大臣は、船員法第 1 条に規定する船員について、労災保険法の目的を達成するため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、船員法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる。

労災保険法 解答解説 (RU25383)

	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
訂正	P8 〔問 3〕 問題 5 1 行目	…、 D の翌日から 起算して 2 年で時効により 消滅する。	…、 E の翌日から 起算して 2 年で時効により 消滅する。
	訂正箇所	訂正後	
訂正	P34 〔問 10〕 A 肢	※下記に差し替え（ <u>下線部</u> が訂正部分）	

A 厚生労働大臣は、船員法第 1 条に規定する船員について、労災保険法の目的を達成するため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、船員法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができる。

	訂正箇所	訂正内容
		訂正後
訂正	P35 〔問 10〕 A 肢 解説 (※  を除く)	※下記に差し替え（ <u>下線部</u> が訂正部分）

A 正 本肢のとおりである（法 49 条の 2 第 1 項）。

以上